

安中市シルバー人材センターを利用される皆様へ

「フリーランス法」の施行を踏まえて

シルバー人材センターの

契約関係を見直します

令和6年11月1日にフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が施行されました。

フリーランス法とは、個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス)として仕事を受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、発注者に対して、報酬その他の事項の明示が義務付けられた法律です。

フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を委託する人を指し、シルバー会員は該当します。そのため、会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

安中市シルバー人材センターはフリーランス法に則り、令和8年4月1日から契約方法を変更いたしますので、発注者の皆さまにおかれましては、ご理解をお願いいたします。

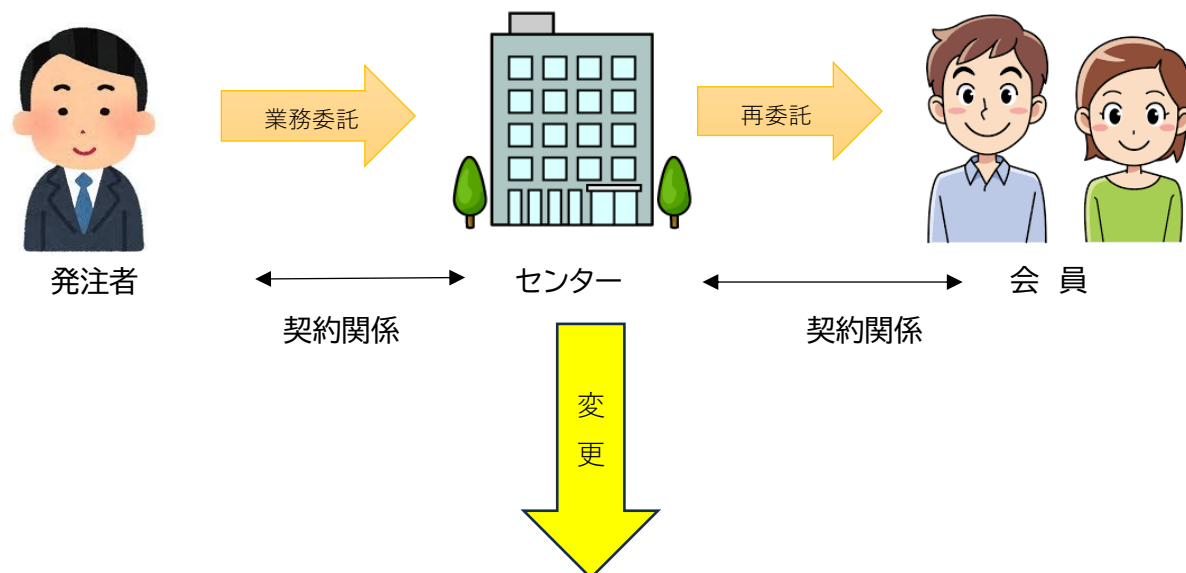
契約の流れは、次のとおりです。

1. 発注者がセンターに仕事を依頼
2. センターは発注したい仕事内容を聞き取り、業務仕様などを調整
3. 発注者は基本ルールを定めた【センター利用規約】と【会員業務就業規約】に同意
4. 発注者とセンターが【利用契約(受任書)】を結ぶ
5. センターは業務仕様に基づき、就業条件を明記した【会員業務仕様書】を作成し、会員に明示
6. 会員が【会員業務仕様書】に同意することで、発注者と会員との間に請負委任契約が成立
7. 就業が終了したら、センターは発注者に業務委託料を請求し、発注者が料金を支払う
8. 会員はセンターから報酬を受け取る

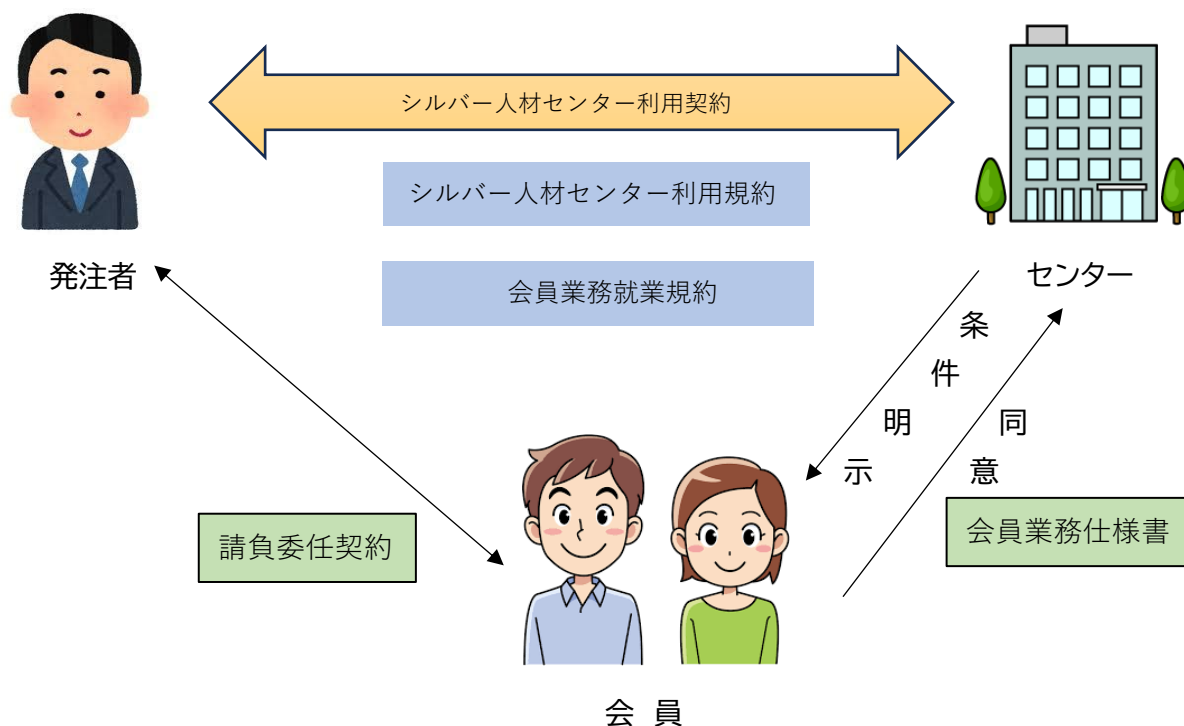
- ① 【センター利用規約】は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的ルール
- ② 【会員業務就業規約】は、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール
- ③ 【利用契約(受任書)】は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約書
- ④ 【会員業務仕様書】は、業務内容、報酬額、就業場所、履行期日などの条件を明示したもの

## 【現在の契約方式】

- ・ 2段階の契約方式
- ・ 発注者と会員とが直接の契約関係にない



## 【新しい契約方式・三者間の包括契約】



- \* 新しい契約方式は、発注者と会員が業務委託契約関係となるように、センターを含めた三者間の契約となる仕組みです。  
法適用のために必要な変更ではありますが、実務面では現行と基本的に変わりません。

【発注依頼から業務終了までの主な流れ】

	変 更 後
発注方法	<p>現行と変更ありません。</p> <p>(センターを利用して業務委託する場合は、業務内容をお伺いし、業務仕様などを調整します。)</p>
<p><b>【新】</b> センターとの利用契約の締結(受任書)</p>	<p>手続きは現行と変更ありません。</p> <p>(請書から受任書の交付に変更となります。※必要に応じて)</p> <p>なお、変更点は、センターを利用して業務委託することに係る契約内容となり、主に就業する会員とのマッチングや総合調整になります。</p>
<p><b>【新】</b> 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立</p>	<p>新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。</p> <p>フリーランス法に基づく就業条件の明示については、業務仕様に基づき、センターにおいて就業条件の明示内容(業務仕様書)を作成し、マッチングの際にあわせて会員に案内します。</p> <p>会員が業務内容に同意すれば、発注者との間で業務委託契約が成立する仕組みになります。</p> <p>なお、会員が同意した場合、会員への業務仕様書の明示は、シルバーを通じて行います。</p>
<p><b>【新】</b> 業務委託料請求(センター、会員)</p>	<p>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</p> <p>変更点は、センターの業務委託料と会員の業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。</p>
<p><b>【新】</b> 適格請求書の発行</p>	<p>センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。</p> <p>会員分の業務委託料に係る適格請求書は発行できません。</p>

## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」・「センター業務委託料(事務費)」・「材料費」の3つで構成されています。

このうち「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形式になります。

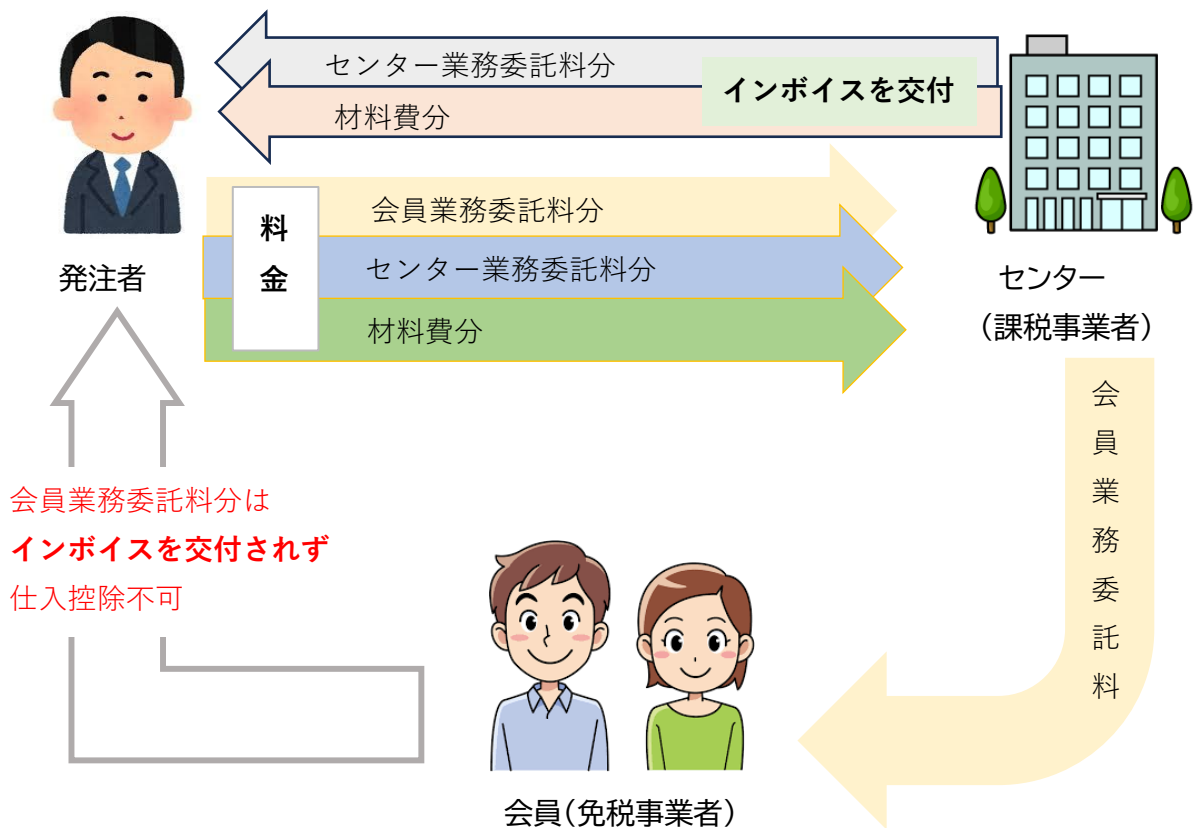
そのため、センターは「センター業務委託料」と「材料費」については、消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、「会員業務委託料」については交付することができません。

この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

このため、消費税課税事業者である発注者の場合、「会員業務委託料」に含まれる消費税相当額は仕入税額控除を行うことが出来なくなります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 料金に係る消費税の課税関係



\* 発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直しても、これまでの消費税納税の扱いと変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない方 : 消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
- ② 簡易課税制度を選択している事業者 : 消費税納税計算に際してインボイスを必要としないため
- ③ 官公庁などの一般会計による事業 : みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い